

長崎県公立大学法人組織規則

〔平成20年4月1日〕
規則第3号

改正 平成28年3月28日規則第2号
改正 平成30年3月7日規則第3号
改正 令和2年3月10日規則第1号
改正 令和2年12月11日規則第5号
改正 令和3年12月6日規則第12号
改正 令和5年2月17日規則第1号
改正 令和7年12月2日規則第7号
改正 令和8年3月26日規則第1号
改正 令和8年6月18日規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、長崎県公立大学法人定款に定めるもののほか、長崎県公立大学法人（以下「法人」という。）及び法人が設置する定款第3条に定める長崎県立大学（以下「大学」という。）の組織に関し、必要な事項を定める。

(教職員)

第2条 法人に、次の教職員を置く。

- (1) 教員
- (2) 事務職員
- (3) 技術職員

- 2 前項に定めるもののほか、法人に必要な教職員を置くことができる。
- 3 第1項第1号に規定する教員の職は、教授、准教授、講師及び助教とし、同項第2号及び第3号に規定する事務職員及び技術職員の職は、この規則に定めるもののほか、別に定める。
- 4 第2項に規定する教職員の職は、別に定める。
- 5 大学に長崎県立大学学則（平成20年規則第1号。以下「学則」という。）の定めるところにより教職員を置き、第1項及び第2項に掲げる法人の教職員をもって充てる。

一部改正〔令和7年規則第7号〕

(教職員の職務)

第3条 教職員の職務は、学校教育法（昭和22年法律第26号）その他法令の定めるところによるほか、別に定める。

一部改正〔令和7年規則第7号〕

(副学長)

第4条 大学に、副学長を置く。

- 2 副学長は、佐世保校及びシーボルト校にそれぞれ置くものとする。
- 3 副学長の選考、任期その他必要な事項は、別に定める。

(学部及び学科)

第5条 大学に、次の学部及び学科を置く。

学部	学科
経営学部	経営学科、国際経営学科

地域創造学部	公共政策学科、実践経済学科
国際社会学部	国際社会学科
情報システム学部	情報システム学科、情報セキュリティ学科
看護栄養学部	看護学科、栄養健康学科

- 2 学部に教授会を、学科に学科会議を置く。
- 3 学部及び学科に関し必要な事項は、学則及びこの規則に定めるもののほか、別に定める。

一部改正 [平成28年規則第2号]

(学部長及び学科長)

第6条 学部に学部長を置き、当該学部の教授をもって充てる。

- 2 学科に学科長を置き、当該学科の教授をもって充てる。ただし、特に必要がある場合に限って、准教授をもって充てることができる。
- 3 学部長及び学科長の選考、任期その他必要な事項は、別に定める。

一部改正 [令和8年規則第2号]

(大学院及び研究科)

第7条 大学に、大学院を置く。

- 2 大学院に、次の研究科及び専攻を置く。

研究科	専攻
地域創生研究科	地域社会マネジメント専攻、情報工学専攻、人間健康科学専攻、地域創生専攻

- 3 前項の研究科に、研究科運営委員会を置く。
- 4 大学院に関し必要な事項は、長崎県立大学大学院学則（平成20年規則第2号）及びこの規則に定めるもののほか、別に定める。

一部改正 [令和2年規則第1号、令和3年規則第12号]

(研究科長)

第8条 研究科に、研究科長を置く。

- 2 地域創生研究科長は、副学長をもって充てる。
- 3 研究科長の任期その他必要な事項は、別に定める。

一部改正 [令和2年規則第1号、令和3年規則第12号]

(専攻長)

第8条の2 専攻に専攻長を置く。

- 2 地域創生専攻長は、地域社会マネジメント専攻長、情報工学専攻長、人間健康科学専攻長のいずれかをもって充てる。
- 3 専攻長の選考、任期その他必要な事項は、別に定める。

追加 [令和2年規則第1号、令和3年規則第12号]

第9条 削除

削除[平成30年規則第3号]

第10条 削除

削除[平成30年規則第3号]

(附属施設)

第11条 大学に、附属施設として次の施設を置く。

- (1) 附属図書館
- (2) 国際交流研究センター
- (3) 地域連携センター
- (4) 教育開発センター
- (5) NAGASAKI セキュリティベース研究所

2 前項各号に掲げる附属施設の運営に関し必要な事項は、別に定める。

一部改正 [令和5年規則第1号]

(附属図書館長)

第12条 附属図書館に、附属図書館長を置く。

- 2 附属図書館は佐世保校附属図書館及びシーボルト校附属図書館とし、各図書館にそれぞれ図書館長を置く。
- 3 第1項の附属図書館長は、前項の各図書館長のうち、学長が指名するいずれかの図書館長をもって充てる。
- 4 附属図書館長の選考、任期その他必要な事項は、別に定める。

(国際交流研究センター長)

第13条 国際交流研究センターにセンター長を置き、教授又は准教授（見込みの者を含む。）をもって充てる。

- 2 国際交流研究センターに副センター長を置き、教授又は准教授（見込みの者を含む。）をもって充てる。
- 3 センター長及び副センター長の選考、任期その他必要な事項は、別に定める。

一部改正 [令和2年規則第5号、令和5年規則第1号、令和8年規則第2号]

(地域連携センター長)

第14条 地域連携センターにセンター長を置き、教授又は准教授（見込みの者を含む。）をもって充てる。

- 2 地域連携センターに副センター長を置き、教授又は准教授（見込みの者を含む。）をもって充てる。
- 3 センター長及び副センター長の選考、任期その他必要な事項は、別に定める。

一部改正 [令和2年規則第5号、令和8年規則第2号]

(教育開発センター長)

第15条 教育開発センターにセンター長を置き、教授又は准教授（見込みの者を含む。）をもって充てる。

- 2 教育開発センターに副センター長を置き、教授又は准教授（見込みの者を含む。）をもって充てる。
- 3 センター長及び副センター長の選考、任期その他必要な事項は、別に定める。

一部改正 [令和2年規則第5号、令和8年規則第2号]

(NAGASAKI セキュリティベース研究所長)

第16条 NAGASAKI セキュリティベース研究所に研究所長を置き、教授又は准教授（見込みの者を含む。）をもって充てる。

- 2 NAGASAKI セキュリティベース研究所に副研究所長を置き、教授又は准教授（見込みの者を含む。）をもって充てる。

3 研究所長及び副研究所長の選考、任期その他必要な事項は、別に定める。

一部改正 [令和2年規則第5号、令和5年規則第1号、令和8年規則第2号]

(高大連携推進室)

第17条 大学に高大連携推進室を置く。

2 高大連携推進室の運営に関し必要な事項は別に定める。

一部改正 [令和8年規則第2号]

(事務局)

第18条 法人に、法人及び大学の事務を処理させるため、事務局を置く。

2 事務局の組織及び事務分掌その他必要な事項は、長崎県公立大学法人事務組織規程（平成17年規程第29号）及び長崎県公立大学法人事務分掌細則（平成17年細則第12号）の定めるところによる。

一部改正 [令和8年規則第2号]

(デジタルイノベーションセンター)

第19条 法人にデジタルイノベーションセンターを置く。

2 デジタルイノベーションセンターの運営に関し必要な事項は別に定める。

一部改正 [令和8年規則第3号]

(委員会)

第19条 法人及び大学に委員会を置くことができる。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

一部改正 [令和8年規則第2号]

(委任)

第20条 この規則に定めるもののほか、法人及び大学の組織に関し必要な事項は、理事長が定める。

一部改正 [令和8年規則第2号]

附 則

(施行日)

1 この規則は、平成20年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(旧大学との兼務)

2 大学の職員は、定款附則第2項に規定する長崎県立大学及び県立長崎シーボルト大学（以下「旧大学」という。）が存続する間、旧大学の職員を兼務するものとする。

(部局長に係る経過措置)

3 この規則の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる部局の長は、平成21年3月31日までの間、施行日の前日において同表右欄に掲げる旧大学のそれぞれの部局の長であった者が兼ねるものとする。

部局の長	旧大学における部局の長
副学長	長崎県立大学副学長 県立長崎シーボルト大学副学長
経済学部長	長崎県立大学経済学部長

国際情報学部長	県立長崎シーボルト大学国際情報学部長
看護栄養学部長	県立長崎シーボルト大学看護栄養学部長
大学院経済学研究科長	長崎県立大学大学院経済学研究科長
大学院国際情報学研究科長	
大学院人間健康科学研究科長	県立長崎シーボルト大学人間健康科学研究科長
経済学科長	長崎県立大学経済学部経済学科長
地域政策学科長	長崎県立大学経済学部地域政策学科長
流通・経営学科長	長崎県立大学経済学部流通・経営学科長
国際交流学科長	県立長崎シーボルト大学国際情報学部国際交流学科長
情報メディア学科長	県立長崎シーボルト大学国際情報学部情報メディア学科長
栄養健康学科長	県立長崎シーボルト大学看護栄養学部栄養健康学科長
看護学科長	県立長崎シーボルト大学看護栄養学部看護学科長
佐世保校学生部長	長崎県立大学学生部長
シーボルト校学生部長	県立長崎シーボルト大学学生部長
佐世保校附属図書館長	長崎県立大学図書情報センター長
シーボルト校附属図書館長	県立長崎シーボルト大学附属図書館長
東アジア研究所長	長崎県立大学国際文化経済研究所長

附 則（平成28年 3 月28日規則第 2 号）

- 1 この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 5 条の規定にかかわらず、経済学部及び国際情報学部は平成28年 3 月31日に在籍する学生が当該学部在籍しなくなるまでの間、存続するものとし、なお従前の例による。

附 則（平成30年 3 月 7 日規則第 3 号）

この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月10日規則第 1 号）

- 1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 7 条の規定にかかわらず、経済学研究科、国際情報学研究科及び人間健康科学研究科（栄養科学専攻の博士後期課程を除く。）は令和 2 年 3 月31日に在籍する学生が当該研究科に在籍する間存続するものとし、その取扱いについてはなお従前の例による。

附 則（令和 2 年12月11日規則第 5 号）

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 1 2 月 6 日規則第12号）

- 1 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 7 条の規定にかかわらず、人間健康科学研究科は令和 4 年 3 月31日に在籍する学生が当該研究科に在籍する間存続するものとし、その取扱いについてはなお従前の例による。

附 則（令和 5 年 2 月17日規則第 1 号）

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年12月 2 日規則第 7 号）

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年 3 月26日規則第 1 号）

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年 6 月18日規則第 3 号）

この規則は、令和8年9月1日から施行する。